

やまなしジビエ（シカ肉）認証運用モデル事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、捕獲ジカを地域資源として有効活用し、地域の活性化を図るため、やまなしジビエ認証会議（以下「認証会議」という。）が実施するジビエの消費拡大のため、高品質で安全な本県シカ肉の認証制度を構築する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金等の交付の対象等）

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助額は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金等交付申請等）

第3条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により認証会議の代表者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（補助金の交付方法）

第6条 補助金は精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、認証会議に対し、概算払いにより交付することができる。

2 認証会議は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 認証会議は、当該事業が完了した日もしくは中止(廃止)の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第6号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、補助事業の完了に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(書類の保管)

第9条 この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月29日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

(別表)

補助区分	補助対象経費	補助額	軽微な変更
認証マーク作成 商標登録	1. 委託料 2. 役務費	定額	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合